２０１８年
２４５号
１０月１７日（水）

ねんきん越谷

全日本年金者組合越谷支部
〒343-0845
埼玉県越谷市南越谷2-13-49
（越労連内）
TEL・FAX 048-989-2472
E-mail keyaki-n@biscuit.ocn.ne.jp

シティーウォーク 台風の影響でコースを急遽変更

第38回のシティーウォークは10月1日に国分寺のお鷹の道を歩く計画でした。前日の天気予報では大型台風が来る。当日は台風一過で快晴。シティーウォーク日和。集合場所の南越谷駅に着くと駅前広場は台風の影響で改札口が見えないほど大混雑。支部の皆さんが集まっているところにやっと到着。吉田支部長のほか伊東正人さん、五十嵐さん、足立さん、栗原さんの顔が見えました。この混雑では予定の国分寺方面はとても無理。

吉田支部長は、その場で南越谷駅から直接歩いて行けるコースを考え、科学技術館ミラクル、県民健康福祉村に変更。ミラクルに着くと屋外にある「伝声管」で互いに「お～い」と叫び合いました。これは長い管を使って離れた場所の人と連絡を取り合うもので昔の大型船など実際に使用されたもの。

ミラクルから出羽堀に沿って北に向かい、4号バイパスを横切り出羽小学校近くで休憩。田園風景を見ながら歩いてやっと健康福祉村に到着。大きなドーム型の広い休憩所を独り占めして昼食休憩。

近くの吉田さんの家庭菜園を見学。菜園の周りの柿や栗やカリン、オクラやネギなどちょっとだけ収穫。

健康福祉村に戻ったら園内のあちこちで木の枝が折れていて池の周りの直径30センチくらいの太い樹が根元からバリッと折れていました。台風の風の強さには驚き。もし人が歩いていたら…。広い園内の散策路を歩いて東の隅の老人福祉センターけやき荘に到着。ゆっくり休憩、お風呂に入って汗を流しました。

バスで駅に戻ってコーヒーを飲みながら今日の感想を話し合い。

吉田さん「畑仕事の後は、けやき荘のお風呂に入っている」伊東さん「今日は家を出てから一万四千歩も歩いたので疲れた」栗原さん「今日は歩くのではなくバスハイクだと思っていたけど歩いて良かった」足立さん「カリンやカキをもらって秋を堪能しました」五十嵐さん「今日のようにに行く先が判らないまま行くミステリーコースの企画も面白い」樋口「枝が折れ樹が倒れ自然の恐怖を感じた」

疲れたけれど充実したウォーキングでした。（樋口昭男）

仲間づくりを達成して 憲法改悪を阻止しよう。

10月の一報は沖縄知事選で玉城デニーさんが８万票の大差で当選しました。安倍政権は公明党創価学会の全面協力と維新、希望の党との政権ぐるみで沖縄県民に戦いをいどみました。辺野古にも新基地建設を認めないの県民の声、全国の国民の声の勝利です。でも安倍政権はあきていません。これからの戦いが重要です。特に憲法改悪を今年中にと、民意無視の内閣改造を発表しました。

年金者組合は憲法改悪をゆるさない運動を進めると同時に10月、11月の仲間増やし月間を全国的にも、越谷支部でも10名の目標を目指しています。一日も早い越谷市内で３００名を達成させましょう。

友人、知を紹介してください。役員は先頭になって目標を目指します。

支部長　吉田健治

点晴　成年後見いろいろ

私は８年間で二人の伯母と母親、計三人の成年後見に関係しました。一人は私の母親の妹の伯母です。もう一人は母親の弟の嫁で、夫と死別し子供もいなかったためこの伯母といっしょに商売をし、二人でいっしょに東京に住んでいた義理の伯母です▼７年ほど前に伯母は脳梗塞で救急搬送されましたが、この脳梗塞が原因で植物人間になりました。この時困ったのが搬送された病院への支払いです。伯母は銀行預金を持っていましたが、高齢者なのでカードは持っておらず、通帳と届印で預金をひきだしていました。こうなると本人が銀行にいかれず本人確認ができないと実の子供でも伯母の銀行の預金を引き出す事はできません。これができるのは成年後見人だけです。結局私が伯母の成年後見人になる事を家庭裁判所に申し立て認められました▼このように判断能力が病気や認知症などでできなくなった場合、家庭裁判所が後見人を定めるのを法定後見といいます。これに対して判断能力が十分にある時に自分で後見人を決める事を任意後見といいます▼８年ほど前母親が財産の管理が不安になったというので公証役場で母親と任意後見の契約書を締結し登記しました。但し母親に判断能力がなくなるまでは委任契約です▼私がやったのは個人後見といいます。これに対しＮＰＯ法人のように法人がする事を法人後見といいます▼義理の伯母も一人で生活することが無理な状態になり、生まれ育った所沢の老人介護施設に入所しました。個人後見では本人の財産を勝手に使い込んだ等の事件が時々新聞にのります。法人後見では法人としてのチェック機構がありますからこのような事件が起きることは少ないと思えます。また、後見人が亡くなったりした時にも、法人の代わりの人が担当を代わるということで対処できます▼伯母は一年間で亡くなり、義理の伯母も５年間の入居の後最近亡くなりました。（五十嵐）

次回の宣伝行動　１１月２１日（水曜日）　１２時～１３時　南越谷南口